

河川を汚さないで! おいしい水は、きれいな川から みんなの大切な飲み水の源です

水道水を将来にわたり良質な状態で安定的に各ご家庭にお届けするためには、水道水源を良好な状態に保つことが大切です。

甲賀市の水道水の水源は河川水や地下水に求めています。

河川へのゴミや汚染物などで汚されることのないように、山や川へ遊びに行ったときは必ずゴミを持ち帰るようにしましょう。また古い油などを川に流さないようにしましょう。

日頃から、わたしたちのまわりの河川をきれいにし、自然を守っていくことが大切です。

市や県の浄水場では、皆さんが安心して水道の水を使うように日夜努力しております。汚れた水を金も掛かっています。汚れた水をきれいにするのはたいへんです。

市民の皆さん一人ひとりが、河川の水を汚さないという気持ちを持つことが大切です。

古い油などが川の中に浮いていたり、変な臭い等に気づいたりしたら左記まで連絡をお願いします。

問い合わせ

上水道工務課 ☎ 86-8015
FAX 86-8032

滋賀県企業庁甲賀水道事務所
☎ 62-9445
FAX 63-0266

パブリックコメント制度

甲賀市総合計画基本計画(素案)への

ご意見を募集します

総合計画基本構想に掲げる、まちづくりの目標と協働の目標を実現するための施策の方向や重点的に取り組む施策について、具体的に示した基本計画(素案)をまとめました。

そこで、パブリック・コメント制度に基づいて、基本計画(素案)に対して広く市民の皆さんからご意見をいただき、今後の計画策定に生かしていきたいと考えています。

意見募集の期間	1月1日(祝)~1月31日(水)の1か月間
案の公表	広報「あいこうか」(1月1日号) 甲賀市ホームページ 企画政策課及び各支所地域振興課窓口 (水口支所除く)での閲覧
意見を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記入し、直接提出いただくか郵便(1月31日必着)、FAX、Eメール等で提出してください。

●その他詳しくは甲賀市ホームページ「パブリック・コメントの手続きについて」をご覧ください。

問い合わせ

企画政策課 ☎65-0670 FAX63-4554
Eメール koka211000@city.koka.shiga.jp

受けましょう 浄化槽の法定検査

浄化槽の設置者(一般家庭や事業所など)は、年に1回「法定検査」を受検することが、浄化槽法によって義務付けられています。

浄化槽は保守点検・清掃という維持管理が行われることで、私たちが日々の生活によって汚した水をきれいにしてくれます。

「法定検査」は、浄化槽の維持管理が適正に実施されているかを確認するためのもので、県知事指定の検査機関で受検することになっています。

また、浄化槽を使用しなくなったときには、その日から30日以内に「浄化槽廃止届」を提出するように義務付けられていますので必ず提出するようにしてください。

●法定検査手数料

◎20人槽以下…5,000円 ◎21~100人槽…7,000円

●法定検査に関する

問い合わせと申し込み先

(社)滋賀県生活環境事業協会(滋賀県知事指定検査機関)

☎077-554-9271

問い合わせ

下水道管理課 普及啓発係

☎86-8398 FAX86-8032

滋賀県資源循環推進課

☎077-528-3474 FAX077-528-4845